

19 | 修士課程長期履修学生制度

修士課程長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により、各自の都合に応じて修業年限を超えて履修を行う制度で、3年・4年コースがあります。ただし、この制度は入学試験の出願時に申請することが必要であり、入学後に申請することはできません。

1) 対象

- (1) 有職者（正規雇用以外の者を含む）
- (2) 家事・育児・介護等の従事者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると認める者

2) 履修年限・在学年数

- 3年コース（在学年数は4年を超えることはできません）
- 4年コース（在学年数は5年を超えることはできません）

3) 履修登録上限単位（年間）

	1年目	2年目	3年目	4年目
3年コース	12単位	12単位	なし	
4年コース	8単位	8単位	8単位	なし

4) 履修年限コースの変更

入学試験の出願時に申請した履修年限コースの変更は、原則としてできません。

5) 学費等納付金

各研究科とも3年・4年コースの学費等納付金は、単位制となり総計は通常の2年の課程とほぼ同額になります。また納入済みの初年度の学費等納付金は、履修登録終了後に登録単位数に合わせて清算します。

2年目以降の学費等納付金は、各コースの上限単位数を超えない範囲で履修登録し、登録した単位分の学費等納付金と「全人」購読料を合計した金額を納めることとなります。

また、各研究科・コースの学費等納付金は、修了要件単位数の30単位を基準に算出されているため、30単位を超えて履修登録した場合は、1単位あたりの授業料等が別途必要となります。